

随意契約（相手方指定）調書

件 名	区長定例記者会見映像制作・配信等業務委託	№5200479
工（納）期	令和 8 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 5 月 1 4 日	
契約金額	推定総額 3 , 2 6 7 , 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	荒川ケーブルテレビ株式会社 (法人番号 : 5011501005366)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	単価契約 1 回あたり 2 9 7 , 0 0 0 円（税込み）

業者選定理由書

件 名	区長定例記者会見映像制作・配信等業務委託
指名業者 (案)	名 称 荒川ケーブルテレビ株式会社 所在地 荒川区東尾久2丁目16番4号 代表者 代表取締役 村田 達哉
特命理由	本件業務は、定期的に行う区長記者会見の撮影・映像制作及び会見当日にライブ配信を行う業務である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件は会見当日にライブ配信を行うため、ライブ配信における迅速かつ適切な対応及び柔軟な対応が受託者に求められる業務である。 上記事業者は、区政広報番組も制作していることから区政全般に精通しており、区政広報番組制作において緊急を要する撮影等にも対応した実績があることから、柔軟かつ確実な業務履行が期待できる。 また、区長定例記者会見の一部の放送を行う区政広報番組制作事業者が、映像制作及びライブ配信業務についても受託することが合理的であり、区政広報番組と連携しつつ当該業務を実施することが可能であるのは上記事業者のみである。 上記事業者は令和6年11月以降の定例記者会見ライブ配信業務の受託事業者であり、記者会見の進行に応じた資料映像の切替えやトラブルに対し迅速に対応するなど履行状況は良好であった。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)